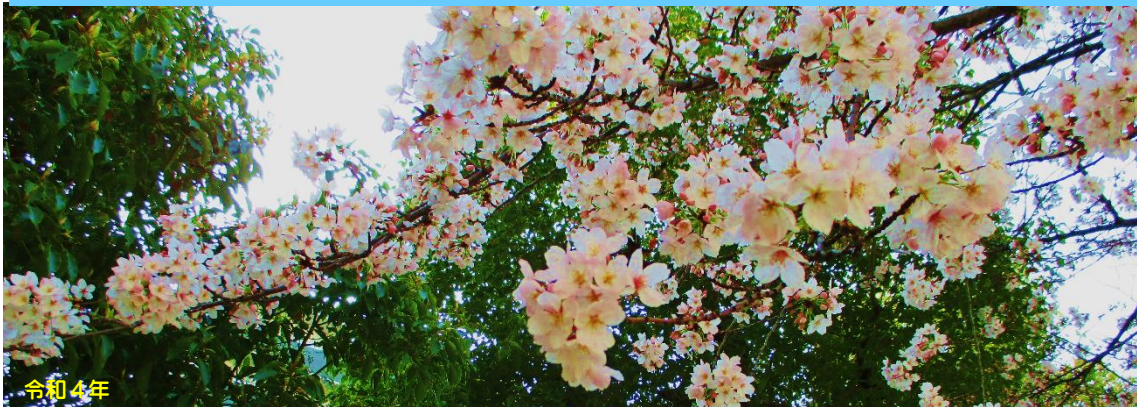


協会だより

【令和4年3月号】



1. 支部総会を行います (1 p~)
2. 教育予定 (令和4年度年間計画) (2 p~)
3. 石綿の有無事前調査結果の報告義務 . (3 p~4 p)
4. 「今日も笑顔で帰ろう」活動 . (5 p~)

令和4年度 定時支部総会 開催会場



ホテル
プリムローズ大阪
HOTEL PRIMROSE OSAKA



地下鉄谷町線・中央線

「谷町四丁目」駅下車 1B 出口より徒歩約 1 分（パスポートセンター2F）

〒540-0008 大阪府中央区大手前 3 丁目 1 番 43 号

TEL (06) 6941-1231

1. 日時 令和4年5月26日（木） 午後3時00分～
2. 場所 ホテル プリムローズ大阪 2F「鳳凰東」
3. 議事
第1号議案 令和3年度事業報告承認の件
第2号議案 平成3年度収支決算報告承認の件
第3号議案 平成4年度事業計画（案）承認の件
第4号議案 平成4年度収支予算報告の件
第5号議案 支部理事、支部監事他役員の選任に関する件
第6号議案 その他（専門部会委員選任他）
4. その他 本年度の「意見交換会」は中止とさせていただきます

実施日	行事・講習会	会場	
4	1	新入社員安全衛生教育(第1回)	関西労働衛生ビル
	8	新入社員安全衛生教育(第2回)	関西労働衛生ビル
	15	新入社員安全衛生教育(第3回)	関西労働衛生ビル
	22	新入社員安全衛生教育(第4回)	関西労働衛生ビル
	25	衛生推進者養成講習	関西労働衛生ビル
	26	2022年度理事会	関西労働衛生ビル
	28	新入社員安全衛生教育(第5回)	関西労働衛生ビル
5	10	ガス溶接技能講習(学科)	クボタ枚方製造所
	13	熱中症予防特別教育(管理者用)	関西労働衛生ビル
	14	ガス溶接技能講習(実技)	クボタ枚方製造所
	19	安全管理者選任時研修	守口門真商工会館
	19・20	安全衛生推進者養成講習(2日間)	関西労働衛生ビル
	26	2022年度定時支部総会	プリムローズ大阪
	27	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	関西労働衛生ビル
6	2・3	職長安全衛生教育(2日間)	守口門真商工会館
	8・12・19・26	フォークリフト運転技能講習(4日間:31時間コース)	守口門真商工会館 クボタ枚方製造所
	10	大阪中央地区安全大会	関西労働衛生ビル
	17	熱中症予防特別教育(管理者用)	関西労働衛生ビル
	24	衛生推進者養成講習	関西労働衛生ビル
7	1	石綿特別教育	関西労働衛生ビル
	7	動力プレス特別教育	守口門真商工会館
	8	第二種衛生管理者試験対策準備講座	関西労働衛生ビル
	15	労務管理セミナー	関西労働衛生ビル
	15	電気(低圧)特別教育	エル・おおさか南館
	19・20・24	玉掛け技能講習(3日間)	北大阪支部事務所 クボタ枚方製造所
	28・29	安全衛生推進者養成講習(2日間)	関西労働衛生ビル
8	19	職長能力向上教育(建設業)	関西労働衛生ビル
	26	衛生推進者養成講習	関西労働衛生ビル
9	2	第二種衛生管理者試験対策準備講座	関西労働衛生ビル
	7・8	クレーン取扱い業務に係る特別教育(2日間)	守口門真商工会館
	9	大阪中央地区労働衛生大会	関西労働衛生ビル
	15・16	安全衛生推進者養成講習(2日間)	関西労働衛生ビル
	21・22	第一種衛生管理者試験対策準備講座	関西労働衛生ビル
10	7	雇い入れ時安全衛生教育(年度途中入社)	関西労働衛生ビル
	13・14	職長安全衛生教育(2日間)	関西労働衛生ビル
	21	労務管理セミナー	関西労働衛生ビル
	28	衛生推進者養成講習	関西労働衛生ビル
11	4	労務担当者講習	関西労働衛生ビル
	11	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	関西労働衛生ビル
	18	職長能力向上教育(一般)	関西労働衛生ビル
	24・25	安全衛生推進者養成講習(2日間)	関西労働衛生ビル
12	1・2	職長安全衛生教育(2日間)	守口門真商工会館
	9	第二種衛生管理者試験対策準備講座	関西労働衛生ビル
	16	衛生推進者養成講習	関西労働衛生ビル
2023年			
1		新年安全祈願祭	生國魂神社
	20	労務管理セミナー	関西労働衛生ビル
	26・27	安全衛生推進者養成講習(2日間)	関西労働衛生ビル
2	2・3	職長安全衛生教育(2日間)	関西労働衛生ビル
	15・19・28・3/5	フォークリフト運転技能講習(4日間:31時間コース)	守口門真商工会館 クボタ枚方製造所
	24	衛生推進者養成講習	関西労働衛生ビル
3	16・17	安全衛生推進者養成講習(2日間)	関西労働衛生ビル

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開
予定です。公開までは、事前
調査結果の報告制度のページ
に自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID
（gビズプライムまたはgビズ
エントリー）が必要です。gビ
ズIDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

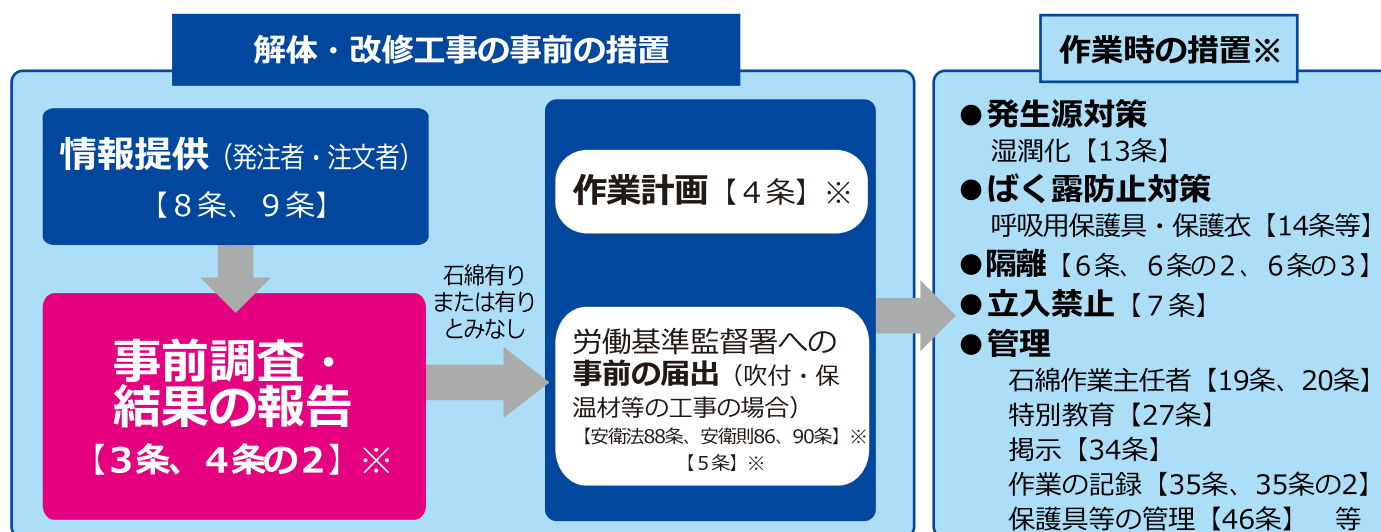
以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修 (※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物 (※3)	解体・改修 (※2)	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施 (石綿障害予防規則の規制概要)

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



「今日も笑顔で帰ろう」活動

スローガン 「笑顔で築こう 安全職場 笑顔で帰ろう 家族の元に」

実施期間 令和元年6月1日から令和5年3月31日まで

労働災害は、被災した本人のみならず家族や同僚にとってもつらい事です。「行ってきます」と家を出た家族が、ケガや病気により帰宅が出来なかったり、つらい顔で帰り、悲しみに包まれて過ごすようなことは絶対にあってはなりません。



「今日も笑顔で帰ろう」活動は、「リスクゼロ」大阪推進運動」と相まって「誰もが安心して働き活躍できる元気な大阪」を実現することを目標として、労働災害の防止のため、働く者すべてがそれぞれの立場で自主的に安全衛生活動を実践し、職場風土と安全文化を構築していくための啓発活動です。

また、過労死等を防止するため「働き方改革」にも積極的に取り組みましょう。

[働き方改革の実現にむけて](#)

検索

製造業

- ◆ 平成30年の災害件数は116件（前年比26.1%増加）
- ◆ はさまれ災害が32件（27.6%）で最多
- ◎ リスクアセスメント（化学物質を含む）の実施により、自主的な労働災害防止活動を実施しましょう。



[リスクアセスメント等関連資料](#)

検索



建設業

- ◆ 平成30年の災害件数は94件（前年比46.9%増加）
- ◆ 墜落災害が33件（31.9%）で最多
- ◆ 発生した死亡災害5件の全てが墜落災害
- ◎ 胴ベルト型安全帯からフルハーネス型安全帯への取り換えを進めるとともに、フックの使用を徹底しましょう。

[墜落制止用器具 改正](#)

検索

[命綱GO活動](#)

検索

運輸業

- ◆ 平成30年の災害件数は80件（前年比29.0%増加）
- ◆ 転倒災害（18件）に次いで、交通事故が16件（20.0%）を占める
- ◎ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」や「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を指針として積極的な労働災害防止対策を推進しましょう。



[交通労働災害を防止するために](#)

検索

[陸上貨物運送事業 安全対策ガイドライン](#)

検索

【主唱】大阪中央労働基準監督署 【協賛】大阪労働基準連合会 大阪中央労働基準協会支部、建設業労働災害防止協会大阪府支部 大阪中央分会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部 【協力】ハローワーク大阪東